

議第 34 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 市道路改良工事（橋梁上部工） |
| 2 | 契約金額 | 170,934,500円 |
| 3 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市淀川区宮原4-3-12 新大阪明幸ビル
株式会社日本ピーエス 関西支店
執行役員支店長 油布 正信 |
| 4 | 契約の方法 | 総合評価方式一般競争入札 |

理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第 35 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 5 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 曾我川緑地体育館空調設備改修工事 |
| 2 | 契約金額 | 245,300,000円 |
| 3 | 契約の相手方 | 檀原市光陽町275番地
株式会社博電工業
代表取締役 山口 弘子 |
| 4 | 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |

理由 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

議第36号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和8年6月5日提出

檀原市長 亀田 忠彦

1 被告となるべき者の住所及び氏名

大阪府八尾市光南町一丁目2番9号

株式会社岡田興産

代表清算人 岡田 節夫

2 請求の要旨

市は、次に掲げる判決を求める。

- (1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地につき、平成7年1月7日付け都市計画法第40条第2項を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

3 本件に関する取扱い

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

理由 都市計画法第40条第2項を原因とする所有権移転登記手続をしない者に対して、所有権移転登記手続を求めるため、訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

物 件 目 録

土地の表示

所 在	奈良県橿原市東坊城町
地 番	4 6 1 番 2
地 目	公衆用道路
地 積	5 0 3 平方メートル

以上

議第 37 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 8 年 6 月 5 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1712	曾我町 7 4 号線	曾我町 3 4 2 番先から	曾我町 3 4 1 番先まで	—
1713	曾我町 7 5 号線	曾我町 3 2 5 番先から	曾我町 3 2 8 番先まで	—
1714	曲川町 5 3 号線	曲川町三丁目 1 7 5 番先から	曲川町三丁目 1 7 5 番先まで	—
1715	小槻町 5 1 号線	小槻町 3 0 2 番先から	小槻町 3 0 2 番先まで	—
1716	小槻町 5 2 号線	小槻町 3 0 2 番先から	小槻町 3 0 3 番先まで	—

理由 市道路線の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(議第 3 7 号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
1712	曾我町 7 4 号線	90.4	6.0
1713	曾我町 7 5 号線	189.4	6.0
1714	曲川町 5 3 号線	102.0	6.0
1715	小槻町 5 1 号線	101.0	6.0
1716	小槻町 5 2 号線	96.2	6.0